

課徴金制度について

1．証券市場への参加者の裾野を広げ、個人投資家を含め、誰もが安心して参加できるものとしていくためには、証券市場の公正性・透明性を確保し、投資家の信頼が得られる市場を確立することが重要です。

2．このため、証券市場への信頼を害する違法行為に対して、行政として適切な対応を行う観点から、規制の実効性確保のための新たな手段として、平成 17 年 4 月から、現行の刑事罰に加え、行政上の措置として違反者に対して金銭的負担を課す課徴金制度を導入しました。

（注 1）制度の対象とする違反行為

不公正取引（インサイダー取引、相場操縦、風説の流布又は偽計）

有価証券届出書等の虚偽記載（発行開示義務違反）

有価証券報告書等の虚偽記載（継続開示義務違反）

（注 2）課徴金額

インサイダー取引等については、「重要事実公表日の翌日における株式等の最終価額」から「重要事実公表前に購入した株式等の価額」を控除する方法等により算出。

有価証券届出書等の虚偽記載については、募集・売出し額の 1 %（株式等の場合は 2 %）を法定。

有価証券報告書等の虚偽記載については、300 万円を原則とし、発行する株式の市場価額の総額等の 10 万分の 3 に相当する額が 300 万円を超える場合には、その額とすることを法定（ただし、施行日（17 年 12 月 1 日）から 1 年を経過するまでの間は、課徴金額の減額規定あり。）。

3．これら課徴金制度の運用を行うための体制整備として、平成 17 年 4 月 1 日付で審判官を発令するとともに、総務企画局総務課に審判手続室を設置したほか、証券取引等監視委員会に課徴金調査・有価証券報告書等検査室（平成 18 年 7 月から課徴金・開示検査課）が設置されました。

4．課徴金納付命令までの手続は、

(1) 証券取引等監視委員会に設置された課徴金・開示検査課が調査を行い、その結果、課徴金の対象となる法令違反行為があると認める場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し勧告を行います。

(2) これを受け、金融庁長官は審判手続開始決定を行い、審判官（注）が審判手続を経たうえで、課徴金納付命令決定案を作成、金融庁長官に提出します。

(3) 金融庁長官は、決定案に基づき、課徴金納付命令の決定を行います。

（注）審判官は、裁判類似手続である行政審判を主宰し、その結果を踏まえて課徴金納付命令の決定案を作成するという、“裁判官”的な業務を行います。

また、審判手続室では、行政審判の期日において審判官を補佐するとともに、審判記録の作成・管理、被審人（課徴金の納付を命じようとする者）や参考人（裁判でいう“証人”）の出頭の確保といった“裁判所書記官”的な業務に加え、課徴金納付命令決定後の納付・徴収事務を行います。

課徴金制度

16 年改正前証取法：不公正取引規制等について刑事罰を中心とした実効性確保（エンフォース）体系

刑事罰には、**謙抑性・補充性の原則**（刑事罰は重大な結果を伴うことから、人権保障等の観点から、刑事罰を用いなくても他の手段で法目的を達成することができる場合は、刑事罰の発動は控えるべきという考え方）が存在。

規制の実効性を確保し、違反行為を抑止するため、新たに**行政上の措置として金銭的な負担を課する制度**（いわゆる“**課徴金**”）を導入（17 年 4 月施行）

課徴金制度の概要

1. 対象とする違反行為

不公正取引（インサイダー取引、相場操縦、風説の流布又は偽計）
有価証券届出書の虚偽記載
有価証券報告書の虚偽記載（17 年 12 月施行←17 年の法改正で拡大）

2. 金額水準

違反者の不当な経済的利得を基準として法定。

（17 年改正法附則第 6 条）
概ね 2 年を目途として課徴金に係る制度の在り方等について検討

課徴金納付命令の実績

平成18年12月6日現在

No	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勧 告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
1	(株)ガーラの株券に係る内部者取引 (平成17事務年度第1号)	重要事実(第三者割当増資及び業務提携)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	(株)ガーラ社員 (営業等従事)	平成18年1月13日	平成18年2月8日	32万円
2	(株)ガーラの株券に係る内部者取引 (平成17事務年度第2号)	重要事実(第三者割当増資及び業務提携)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	(株)ガーラ社員 (経理等従事)	平成18年1月13日	平成18年2月8日	31万円
3	(株)ガーラの株券に係る内部者取引 (平成17事務年度第3号)	重要事実(業務提携)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	(株)ガーラ社員 (業務管理等従事)	平成18年1月13日	平成18年2月8日	31万円
4	利根地下技術(株)の株券に係る内部者取引 (平成17事務年度第4号)	重要事実(再生手続開始の申立て)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた	利根地下技術(株)社員 (業務執行統括等従事)	平成18年2月1日	平成18年2月15日	72万円
5	フジブレアム(株)の株券に係る内部者取引 (平成17事務年度第5号)	重要事実(株式分割)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	フジブレアム(株)役員	平成18年4月17日	平成18年5月9日	213万円
6	フジブレアム(株)の株券に係る内部者取引 (平成17事務年度第6号)	同社の役員が、重要事実(株式分割)を、その職務に関して知り、会社の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	フジブレアム(株)	平成18年4月17日	平成18年5月9日	42万円
7	(株)アイネスの株券に係る内部者取引 (平成17事務年度第7号)	重要事実(純利益及び配当予想値の下方修正)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた	(株)アイネス社員 (会社法務等従事)	平成18年5月11日	平成18年5月26日	5万円
8	日本プラスト(株)の株券に係る内部者取引 (平成17事務年度第8号)	重要事実(株式の発行)を、日本プラスト(株)との間の契約の履行に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	日本プラスト(株)の 契約締結先社員	平成18年5月24日	平成18年6月9日	82万円
9	日本プラスト(株)の株券に係る内部者取引 (平成17事務年度第9号)	重要事実(株式の発行)を、日本プラスト(株)の契約締結先社員からの伝達によって知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	日本プラスト(株)の 契約締結先社員からの 第一次情報受領者	平成18年5月24日	平成18年6月9日	46万円
10	(株)パオの株券に係る内部者取引 (平成18事務年度第1号)	重要事実(株式の発行)を、(株)パオとの間の契約の履行に関して知った契約締結先の役員が、会社の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	(株)ジー・コミュニケーション	平成18年9月14日	平成18年10月2日	39万円
11	東日本ハウス(株)に係る 虚偽の有価証券報告書提出 (平成18事務年度第2号)	退職給与引当金を過少計上することにより、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出した	東日本ハウス(株)	平成18年11月22日	平成18年12月6日	200万円

(注)課徴金納付命令時の公表資料から作成